

性的マイノリティについて正しい理解と認識を深めましょう

私たちの中には、からだの性とこころの性が一致しない人(性の自己認識(性自認)と生物学的な性に違和感を持っている人)や、性的指向(どのような性別の人を好きになるか)が同性や両性(男女両方)に向いている人などがあります。社会的には少数派となるそうした人たちのことを「性的マイノリティ」といいます。性的マイノリティを表す言葉の一つとして「LGBTQ+」があります。

性的マイノリティ

性的指向

- L**=レズビアン (女性として女性を好きになる人)
- G**=ゲイ (男性として男性を好きになる人)
- B**=バイセクシュアル (男性も女性も好きになる人)

性自認

- T**=トランスジェンダー (体と心の性に違和感がある人)

性的指向 + 性自認

- Q**=クエスチョニング/クィア (性のあり方を決められない人・分からない人/多様な性のあり方を包括的に表す言葉)
- +**=プラス (多様な性で、LGBTQに当てはまらない人)
例：Xジェンダー、ノンバイナリー、アロマンティックなど。他にもさまざまな性のあり方があります。

性的マジョリティ

ヘテロセクシュアル
(異性愛者)

シスジェンダー
(からだの性とこころの性が一致している人)

性のあり方は、みんな違って当たり前だという意識を持つこと、自分自身も多様な性の内の一つであると気付くことが本当の意味で多様な性への理解へとつながります。

人の性のあり方というのは目に見えるものではありませんが、「見えない」から「いない」と思い込むのではなく、性的マイノリティの人たちは学校・職場・地域など、どのような場所でも私たちと一緒に生活をしていると考えることが重要です。

性は多様であり、個人の尊厳に関わる大切な問題です。私たちみんなが正しい理解を深め、性的マイノリティの人たちに対する差別や偏見をなくし、互いを受け入れ、認め合い、尊重しあうことが大切です。

一人一人の違いを尊重しながら、多様性を大切にし、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会を実現しましょう。

●相談窓口

◇みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) 平日 午前8時半～午後5時15分

☎0570(003)110 (ナビダイヤル)

◇ふくおか人権ホットライン(弁護士が無料で相談に応じます) 毎月第4金曜日 午後3時～6時

☎(724)2644

◇LGBTの人のDV被害者相談ホットライン

・第1日曜日 午後2時～5時

・第3水曜日 午後6時～9時

☎080(2701)5461

◇LGBT無料電話法律相談(福岡県弁護士会)

第2木曜・第4土曜 正午～午後4時

☎070(7655)1698

◇ふくおかレインボーホットライン(専門相談員)

第1・3火曜日 午後5時～9時

☎090(7493)3487

◇法務省インターネット人権相談窓口

